

新規許可申請の手数料納付方法について(コンビニで納付する場合)

①大阪府農と緑の総合事務所と事前協議を行ってください。
事前協議書には、手数料算定用面積(※)を記載してください。
※盛土又は土石の堆積を行う土地の面積と、切土面積の合計面積

②大阪府森づくり課より、郵送でコンビニ納付額等通知書を受け取りください。

③コンビニ納付額等通知書に記載の URL もしくは QR コードより府コンビニ収納システムに遷移し、手数料納付の申し込み及び、コンビニでの手数料納付を行ってください。

※コンビニ納付の詳細な手順は、別紙「コンビニ納付の流れ」をご参照ください。



コンビニ納付額等通知書 (サンプル)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づくコンビニ納付額等通知書

(工事主) 株式会社 大阪 代表取締役 大阪 太郎 様
令和〇年〇月〇日
大阪府環境農林水産部
みどり推進室森づくり課長

手数料金額	¥14,300
-------	---------

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可申請に係る申請手数料について、上記金額を下記コンビニの窓口にて納付して下さい。

●大阪府コンビニ納付サービス (URL)
<https://www.payment.orf.osaka.lg.jp/>

(QRコード)

QR

●納付できるコンビニ
ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン、ミニストップ、セイコーマート

●申請手数料とは別に、コンビニ収納取扱手数料が別途かかります。

手数料金額	コンビニ等取扱手数料(税込)
～9,999円	132円
10,000円～29,999円	154円
30,000円～49,999円	198円

●納付手順
別紙「コンビニ納付手順」をご確認ください。

●留意事項

- 各種申請までに手数料を納付して下さい。
- 各種申請の際には、手数料納付時にコンビニより発行される「大阪府手数料納付済証」(原本)を「納付確認書貼付用紙」に貼り付け、各種申請書と併せて提出して下さい。
- セブンイレブン、セイコーマートは、領収書(お客様控え)のみ発行されます。この場合は領収書(お客様控え)の写しを「納付確認書貼付用紙」に貼り付けて提出して下さい。
- 大阪府手数料納付済証又は領収書(お客様控え)を紛失した場合、もしくは店舗での遺失忘れ等の理由により申請時にこれらの書類の提出ができない場合は、大阪府にて納付状況を確認するため、コンビニ納付に係るお支払案内メール又はお支払完了メールに記載されている申込番号(C+数字9桁)を納付確認書貼付用紙に記載してご提出ください。

